

公共用地の取得業務に係る不当要求防止のための連携強化について

各段階での連携機能

全国レベル（不当要求行為等に対し、有効な施策を検討決定する）

- 警察庁と国土交通省並びに日本弁護士連合会が連携し、施策の検討を行い、各下部機関に周知徹底させ、公共用地取得に係る不当要求行為の排除を進める体制の構築を行う。

警察庁
暴力団対策課

日本弁護士連合会
民事介入暴力対策委員会

国土交通省
土地・水資源局公共用地室

各県レベル（連絡会・研修等・連絡体制）

- 各県警察本部組織犯罪対策課並びに所轄警察署、各県弁護士会の民事介入暴力対策委員、中部地方整備局用地部並びに各事務所用地担当課において、情報交換する場を設け、公共用地取得に伴う不当要求事案が発生した場合に即座に通報し対応ができる「顔の見える関係」の構築を行う。
また、職員の意識啓発のため、不当要求防止責任者講習を受け、警察及び弁護士会に協力を依頼し研修等を行う。

県警察本部
組織犯罪対策課

所轄警察署

県弁護士会
民事介入暴力
対策委員会委員

中部地方整備局
用地部

各事務所
用地担当課